

令和4年度 ものづくり現場IoT導入実証事業助成金 募集要領

【募集期間】

令和4年6月1日（水）～令和4年7月8日（金）

【お問合せ・受付先】

公益財団法人ひろしま産業振興機構

ものづくり革新統括センター ものづくり人材育成センター

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47 広島県情報プラザ3階

TEL 082-240-7716

応募をご検討される際、お早めに（6月24日（金）目途）、ご相談ください。

※ この助成金は、中小企業地域資源活用等促進事業の助成金を活用して実施しています。



令和4年6月

公益財団法人 ひろしま産業振興機構

1 助成金の目的

第四次産業革命が進展し、AI／IoT、ロボティクス等のデジタル技術やビッグデータを活用したデジタルトランスフォーメーションと呼ばれる潮流が到来しています。県内のものづくり中小企業者においても、この潮流を捉えて、まず、IoT等のデジタル技術（以下「デジタル技術」といいます。）を活用したものづくり現場の生産性向上に取り組む必要があります。

この助成金は、県内のものづくり中小企業者によるデジタル技術の導入に向けた実証を、資金面（助成金）で支援し、さらに、その取組結果をモデルとして、他のものづくり中小企業者へ波及させ、以て、地域産業の振興に寄与することをめざすものです。

2 助成対象者

この助成金は、次の3つの条件をすべて満たす者を対象とします。

- ① 県内で製造業を営み、資本金又は出資総額が3億円以下並びに常時使用する従業員の数が300人以下の者（以下「ものづくり中小企業者」といいます。）
- ② ものづくり現場に改善活動が定着している者
- ③ （公財）ひろしま産業振興機構（以下「産振構」といいます。）が実施するデジタル技術の活用に向けた「ものづくり現場IoT推進リーダー育成塾」へ前年度までに参加している者

ただし、次のいずれかの項目に該当する者は、除きます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の1／2以上を同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2／3以上を大企業が所有している者
- ・役員総数の1／2以上を大企業の役員又は職員が兼務している者

3 助成対象事業

（1）助成対象事業

この助成金は、助成対象者が、

- 県内の自社のものづくり現場の業務効率化や省力化等、生産性向上に向けて、
- 県内に事務所又は事業所を置くベンダーやシステムインテグレーターと連携して取り組む、
- IoT等のデジタル技術の導入実証

を対象事業とします。

（2）助成事業の実施期間

助成金の交付決定の日～令和5年1月31日（火）

4 助成対象経費・助成率・助成限度額等

(1) 助成対象経費

助成対象となる経費は、次の表に掲げる経費で、助成事業を遂行する上で必要性が認められるものに限りです。

経費区分	費目	経費の内容
物品費	機械装置 備品費	機械装置や備品、その他機械装置に付随する備品（ソフトウェアを含む。以下同じ。）や部品の購入に要する経費
	保守改造 修理費	助成事業に専ら使用する機械装置部品等についての点検保守、改造及び修繕に要する経費
	外注 加工費	機械装置備品の外注加工や、機械装置備品等に搭載するソフトウェアを外注制作するときに要する経費
	消耗品費	消耗品や、部品、10万円（税込）未満の備品の購入に要する経費
専門家 指導費	謝金	専門家指導を受けたときの対価を、自己が設定した金額で支払うときに発生する経費
	報償費	専門家指導を受けたときの対価を、専門家による設定又は両当事者が合意した金額で支払うときに発生する経費
専門家旅費		専門家指導に係り、専門家に支払われる旅費、滞在費及び交通費
委託外注費		開発又はものづくり現場から収集したデータの分析等を外注する場合の支払いに要する経費
諸経費	賃貸借費	機械装置備品のレンタル代、リース代
	知財 関連費	助成事業を通じて特許権等の知的財産権を取得する場合に要する弁理士の手続き代行費用等
	クラウド 利用費	サービス提供会社が保持し管理するサービスをネットワーク経由で利用するために要する経費
	その他 経費	明確な定義付けができないものの、助成事業の遂行上の必要性が認められ、計上を認める経費

(2) 助成率

助成対象経費の2分の1以内

(3) 助成限度額

150万円／件以内

(4) 助成対象経費の取扱いについて

- ① 助成対象経費は、交付決定後に発注・契約し、助成事業の実施期間中に検収したもので、かつ助成事業完了後に実績報告書を提出する日（※）までに支払いが完了するものに限られます。
※ 助成事業の完了日から 30 日を経過した日又は令和 5 年 2 月 18 日のいずれか早い日
- ② また、本事業の対象経費として他の経理と明確に区分できるもので、証拠書類によって金額等が確認できるものに限ります。
- ③ 消費税及び地方消費税等、一切の公租公課は助成対象外です。

(5) 助成制度の併用禁止

実質的に同一内容の事業計画（相当程度重なる場合を含む。）について、他の助成制度を利用する場合はこの助成事業を利用することはできません。

5 審査

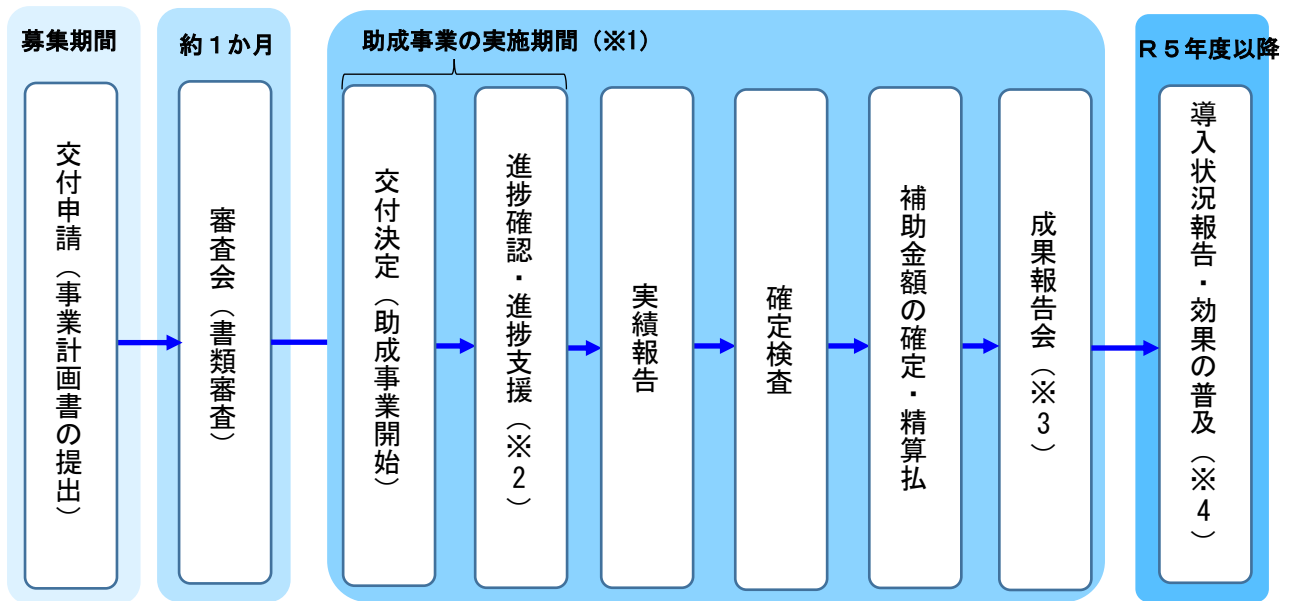
(1) 審査方法

- ① 審査会において、原則、書類審査により採択案件を決定します。事前に、産振構から、事業計画書等の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ② 採否結果は、交付申請者に、交付決定通知書により速やかに通知します。審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ③ 予算の都合等により、申請者の助成金交付申請額から減額して交付決定する場合があります。
- ④ 採択案件については、企業名、代表者名、事業計画の概要等を公表することについて、交付申請者の了解を得たものとして取り扱います。

(2) 審査基準

項目		基準
①	実証のモデル性	・ 普遍的な IT の導入ではなく、デジタル技術の活用の実証であること。 ・ 他のものづくり中小企業者への波及効果が期待できること。
②	背景・必要性 及び目標	・ 助成対象者にとって新たな取組であり、その必要性を具体的に検討していること。 ・ 業務の効率化・省力化等、生産性向上の目標が明確であること。
③	課題抽出と解決 に向けた取組	・ 人の動き、設備の動き等、自社の製造現場の業務効率化や省力化等に有益なデータ情報を見極めていること。 ・ 解決に向けた方策案やシナリオに整合性があること。
④	実現可能性	・ 実証のプロセスが明らかになっていて、助成対象事業の実施期間内に、その実証を評価することができること。

6 助成事業のスケジュール



※1 交付決定の日から令和5年1月31日までの、約6か月間です。

※2 随時、産振構のIoTコーディネーターを中心に、現場ヒアリングを行うとともに、状況に応じてアドバイスいたします。また、産振構から書類の提出を依頼することがあります。

※3 他のものづくり中小企業者へ、デジタル技術の活用の啓発となるよう、助成事業で得られた成果（実証に対する評価、実装に向けた見通し等）を発表していただきます。（令和5年3月の予定）

※4 実装までの経過・実装の効果等について、（令和9年度までの）5年間、産振構に報告書を提出していただくとともに、企業経営や事業活動に支障のない範囲で、他のものづくり中小企業者への啓発に御協力をいただきます。

7 助成事業者の義務

この助成金の交付決定を受けた場合は、次の事項を守らなければなりません。

- （1）助成事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合、又は助成事業を中止、廃止しようとする場合は、事前に産振構の承認を得ること。
- （2）助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、産振構に報告して指示を受けること。
- （3）助成事業が完了したとき又は中止、廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和5年2月17日（金）のいずれか早い日までに、助成事業に要した経費の支払いを済ませた上で実績報告書を提出しなければなりません。
- （4）他のものづくり中小企業者へ、デジタル技術の活用の啓発となるよう、助成事業で得られた成果を発表すること。（令和5年3月の予定）
- （5）助成事業の経理書類については、交付年度終了後5年間（令和10年3月31日まで）、産振構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

(6) 助成金の交付年度終了後5年間、毎年3月末現在の状況を5月末までに、実装までの経過・実装の効果等の報告書を提出すること。

また、産振構が助成事業の成果の普及を図るときは、協力すること。

(7) 助成事業により取得した機械等の財産、効用の増した財産については、助成事業の終了後も処分制限期間内は、善良な管理者の注意を以て管理するとともに、取得財産等を助成対象事業の目的以外に使用し、他の者に貸付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供する場合は、産振興の承認を受けなければならない。

また、取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円（税抜）以上の財産については、取得財産等管理台帳を備え管理すること。

(8) 助成金の交付年度終了後5年間（令和10年3月31日まで）、助成事業に基づく発明や考案に関して、知的財産権の出願若しくは取得をした場合、又はその取得した知的財産権の譲渡若しくは実施権の設定等をした場合、遅滞なく、その内容を届け出ること。

8 交付申請

(1) 受付期間

令和4年6月1日（水）～令和4年7月8日（金）17時【必着】

月曜日～金曜日（ただし、休日を除く。）の9時から17時まで

(2) 提出書類

- ① ものづくり現場IoT導入実証事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 助成事業計画書（様式第1号別紙）
- ③ 直近2期分の決算書
- ④ 広島県の県税及び地方法人特別税について滞納がない旨の証明書（原本）

※ いずれも、提出部数は1部。

※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、提出書類の返却はいたしません。

(3) 問合せ先及び応募受付先

公益財団法人ひろしま産業振興機構

ものづくり革新統括センター ものづくり人材育成センター

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47 広島県情報プラザ3階

TEL 082-240-7716

E-mail h-jinzai@hiwave.or.jp

※ 応募を御検討される際、お早めに（6月24日（金）目途）、ご相談ください。

(4) 提出方法

郵送・宅配又は直接持参してください。郵送・宅配の場合は、封筒に、「IoT導入実証事業」と記載してください。

9 その他の留意事項

- (1) 助成金は、原則、実績報告書の提出に基づく額の確定後に、精算払により交付します。
- (2) 額の確定に当たり、助成対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は助成対象外となります。
(実績報告書を提出する際に、助成対象経費の明細と支払いに関する見積書、納品書、請求書及び金融機関の振込金受取書の写し等を添付する必要があります。)
- (3) 助成事業者が、交付決定の条件、報告義務の不履行、虚偽の申請等の不正事由（この助成金の交付要綱第 20 条に規定する「別紙記載の暴力代排除に関する誓約事項」に反する場合を含む。）や助成金の目的外使用等が発覚した場合は、助成金の交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等を行うことがあります。